

(略)

東京都監査委員	鈴木晶雅
同	藤井一
同	友渕宗治
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

平成29年2月7日及び同月8日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求は、本件に先立って請求人が行った住民監査請求（平成28年12月14日付28監総第698号で受付。以下「前回請求」という。）は、不適法であるので、監査を実施しないことを請求人に通知（平成29年1月19日付28監総第782号で通知。以下「前回請求結果通知」という。）したところ、その内容に事実誤認の可能性がある等として、再請求に至った請求である。

(1) 平成28年度第55回東京都高等学校新人テニス選手権大会（以下「本件テニス大会」という。）への参加料が公金にあたらなかったとした監査委員の判断は、事実誤認とする主張について

請求人が主張する事実誤認とは、前回請求結果通知にある「本件支出は、本件テニス大会主催者から、出場要件として学校単位での申込み及び参加料の支払いを求められたため、女子テニス部部长である生徒が、本件テニス大会の出場部員から預かった参加料を本件高校の男子テニス部の顧問教員に預け、当該教員が本件テニス大会実施要項に従い支払っていることが確認できた。」とした部分であると解される。すなわち、本件請求で請求人は、本件テニス大会への参加料の支出（以下「本件支出」という。）は、本件テニス大会の出場部員から預かった参加料ではなく公費で負担しており、前回請求は監査すべき住民監査請求であると主張しているものと解される。

請求人は、①東京都高等学校体育連盟主催の大会参加料は公費が事実上あたり前であり、本件テニス大会についても同様としているが、本件テニス大会に関しそれを証する書面は、参加料が予算化されていることを示す支出承認書が添付されているのみである、②東京都立A高等学校（以下「本件高校」という。）の副校長が、本

件支出は公費で賄ったと請求人に説明したとしているが、それを証する書面が示されていない、③男子テニス部の生徒が大会参加料について証言しているとしているが、その書面からは、女子テニス部の大会参加料が公費負担であると証言していると確認できないことが、本件請求書及び事実証明書から認められる。

住民監査請求では、「事実を証する書面を添付しなければならないとされており（法第242条第1項）、その趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで住民監査請求がされる弊害や住民監査請求が乱発される弊害を防止することにある」（平成21年6月30日大阪高裁判決）とされており、この趣旨を踏まえ、本件請求書及び添付された事実証明書をみると、いずれも前回請求結果通知にある本件テニス大会の出場部員から預かった参加料（学校の管理に属さない教員が便宜上預かり事実上保管したもの）ではなく公費で負担していることを示す客観的なものと解することはできない。

よって、請求人は、事実誤認とする根拠を請求書等に具体的かつ客観的に示しているとはいえず、前回請求は、住民監査請求として不適法であると解さざるを得ない。

なお、本件高校における生徒会費の通帳及び現金出納簿を確認したところ、いずれも本件支出の記載がないことを確認している。また、本件テニス大会の出場部員が本件支出を負担することとしたのは、本件高校の女子テニス部が活動を休止していたためとのことであった。

(2) 本件テニス大会への参加料を私費で支払うことが違法な行為であるとする主張について

法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られる。すなわち、①から④までは、普通地方公共団体の執行機関又は職員の行為（作為）であり、⑤及び⑥は、普通地方公共団体の執行機関又は職員が行うべき行為を怠る事実（不作為）を対象としている。

本件請求において請求人は、本件支出は本来公費で支払うべきものであり、仮に私費で支払ったとしても、そのこと自体が違法であると主張している。また、本件テニス大会の参加料を負担した父兄に公費で返金されるべきとも主張している。

前段の主張について、住民監査請求は、上記6つの行為を対象としており、私費で支払われた本件支出は、住民監査請求の対象とはならない。

後段の主張については、本来高校（都）が負担すべきである費用の弁済を不当に怠っていると解することができる。そこで、このことについてみると、上記①から④については、普通地方公共団体の執行機関又は職員の作為であることから該当しない。次に不作為である⑤及び⑥について検討するに、「公金の賦課・徴収を怠る事実」（⑤）に当たらないことは明白であり、「財産の管理を怠る事実」（⑥）については、平成18年10月31日福岡高等裁判所判決によれば、「地方自治法でいう『財産』とは『公有財産、物品及び債権並びに基金』（法第237条第1項）をいう」とあり、請求人が主張する費用の弁済は、債務の履行をいうものであるから、法で定

める財産のいずれにも当たらず、財産の管理を怠る事実にも該当しない。

よって、請求人の主張はいずれも、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象ではないと解さざるを得ない。

(3) 東京都高等学校体育連盟テニス専門部への加盟費の支出（以下「本件加盟費支出」という。）について

本件請求において請求人は、本件支出のほか本件加盟費支出についても違法であるとし、その違法・不当理由は、前回請求で本件支出が違法・不当とした理由と同様、本件テニス大会への出場選手選考が、教育基本法等に反して新たないじめ行為を発生させており、本件テニス大会に先立って支出された本件加盟費支出は違法・不当であると主張していると解される。

しかしながら、この主張は、本件テニス大会への選手選考の経緯や方法に対する対応の違法・不当性をいうものにすぎず、本件加盟費支出の違法・不当性を主張していると解することはできない。

財務会計行為の違法性を含まない主張に対し、平成12年5月23日青森地裁の判決では、「原告の主張は財務会計上の違法行為の主張を含むものとはいえない以上」、「原告の訴えは、住民訴訟の対象とならない請求権を代位行使する不適法なものとして却下を免れない。」としている。

よって、本件加盟費支出自体の違法・不当性の主張を含むとは解されない本主張は、住民監査請求として不適法であると解さざるを得ない。

以上のことから、本件請求における請求人の主張は、いずれも法第242条に定める住民監査請求として不適法であると解さざるを得ず、監査を実施しない。